

お知らせ 各種相談

令和4年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)国民健康保険料の決定通知書をお住まいの区の区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお住まいの区の区役所へお問い合わせください。令和4年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

令和4年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料 (世帯あたり)	28,175円	9,191円	741円
均等割保険料 (被保険者 あたり)	被保険者数 ×27,488円	被保険者数 ×8,967円	介護保険第2号 被保険者数 ×16,739円
所得割 保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険 第2号被保険者)ごとに昨年中総所得 金額-43万円		
	8.59%	2.87%	2.69%
最高 限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がおられる世帯のみにかかります。

●保険料の改定

平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化が図られました。被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。令和元年度には、大阪府の保険料算定において大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じ保険料負担の抑制を図ったところですが、令和6年度の統一保険料率に向けて、段階的に激変緩和措置を解消していくこととしています。令和4年度の本市一人当たり平均保険料は、府の算定では+5.4%の改定が必要となること、このうち単年度の要素を本市国保基金により抑制したうえで、激変緩和措置を約9億円とし、+4%の改定としています。

問合せ 窓口サービス課 電話 6977-9956

6月は「就職差別撤廃月間」です  
「しない させない 就職差別」

就職の面接で、本人や家族の出身地、職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

■就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

電話 電話 6210-9518

(月間中(閉庁日を除く)10:00～18:00)

メール rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

(Eメールでの相談受付は月間中随時)

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室 電話 6210-9518

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(日)です。更新希望の方は6月30日(木)までに申請してください。

なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。



問合せ 保健福祉課 電話 6977-9859

児童手当現況届について

令和4年度からその年の6月1日における状況を公簿等で確認できる受給者については、原則、現況届の提出が不要となります。ただし、現況届が必要となる受給者の方は、個別に送付しますので、お早めに保健福祉課(こども福祉)へご提出ください。

現況届を提出されない場合は、令和4年6月分(令和4年10月支払分)以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。



問合せ 保健福祉課 電話 6977-9156

令和4年度 市民税・府民税  
納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(木)です。

なお、3月16日(水)以降に所得税の確定申告または個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。個人市・府民税の詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。



←市民税・府民税の  
通知について

窓口混雑緩和と利便性の向上のため、個人市民税担当の窓口混雑状況をMicrosoft Teamsで、窓口混雑が予想される期間中(6月6日(月)～30日(木))配信します。詳しくは、なんば市税事務所ホームページをご確認ください。



←なんば市税事務所

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ  
個人市民税担当 電話 4397-2953

(平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00))



東成区役所での各種無料相談(6月1日～7月10日)

対象 大阪市民の方

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内容	日時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	6月 2日、9日、 16日、23日、 30日 7月 7日 すべて木曜 13:00～17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付 専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申込 予約受付専用電話 電話 6977-9040 問合せ 総務課 電話 6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関 する登記、その他法律相談) 定員 12人	6月 26日(日) 9:30～12:30	事前予約 区役所3階総務課窓口または電話で予約受付。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政相談 (国の仕事や サービスに ついての相談) 定員 4人	6月 17日(金) 13:00～15:00	事前予約 6月10日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の 相談)	6月 1日(水) 7月 6日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーに直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
不動産相談	6月 10日(金) 24日(金) 7月 8日(金) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場での トラブル等の相談)	6月 15日(水) 13:00～16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15～17:30	事前予約 保健福祉課 電話 6977-9156
相談支援員による 不安や心配ごとの相談	月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:30	申込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) 電話 6977-9126
専門相談員による 人権相談 (インターネット上の差別書き込 み等に関する人権相談も受け付 けています)	専門相談員が電話、FAX、電子メール、 面談で相談をお受けします。区役所での 相談を希望される方は電話、FAX で事前にお申し込みください。	申込 大阪市人権啓発・相談センター 電話 6532-7830 FAX 6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月～金 9:00～21:00 日祝 9:00～17:30 人権相談 メールフォーム
花と緑の相談 ※中止の場合があります。	6月 8日(水) 14:00～15:30	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 真田山公園事務所 電話 6761-1770
障がいの いろいろ相談会	6月 10日(金) 13:00～15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 電話 6977-9857

※ごみの啓発・相談コーナーは、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。

■広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。